

栃木市小規模工事等契約希望者登録を申請される方へ

(新規登録者向け)

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、栃木市建設工事入札参加資格審査の申請を行っていない方を対象とした登録制度で、市が発注する小規模な工事や修繕の受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事等とは、市が発注する小規模な建設工事や修繕で、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、1件の契約金額が50万円を超えないものです。
- (3) 工事等の発注の際には、原則として複数の業者による見積り合わせを行い、最低価格を提示した方と契約することになります。
- (4) 施工の際は、栃木市財務規則、その他関係法令に基づき、信義に従い誠実に履行してください。

2 登録できる方

栃木市内に主たる事業所を有し、市税を完納している方。

ただし、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 個人事業者にあっては、小規模工事等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない方
- (2) 個人事業者にあっては、破産者で復権を得ていない方
- (3) 市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望する工種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

3 登録申請の方法

登録を希望する方は、次の書類を下記窓口に持参又は郵送により提出してください。登録できる希望工種は、建設業法で定める29工種のうち、3工種以内です。

- (1) 小規模工事等契約希望者登録申請書
- (2) 市税の完納証明書（申請時点で発行日から3か月以内のもの、写し可）
※法人の場合は法人の完納証明書。個人事業者の場合は代表者個人の完納証明書。
- (3) 希望する工種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4) 工事経歴書（土木一式、建築一式、電気、管、舗装が登録工種の場合のみ）
- (5) 誓約書

4 登録申請の受付期間等

- ・受付期間 … 令和8年8月31日（月）～9月18日（金）（閉庁日を除く。）
上記の期間以降の申請については、随時受付します。
- ・受付時間 … 午前9時～午後5時（窓口を持参する場合）

5 登録の有効期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

※令和8年10月1日以降に登録申請をされた方は、登録になった日から令和10年9月30日までが有効期間となります。

6 名簿に登録されると

小規模工事等契約希望者登録名簿は、庁内に公開し、小規模工事等の発注の際の業者選定に活用されます。ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。なお、市税を滞納している期間は指名の対象となりませんのでご注意ください。

7 登録事項の変更等

登録名簿に登載された方で、有効期間内に登録事項に変更があった時は、小規模工事等契約希望者登録事項変更届を、事業を中止又は廃止した時は、小規模工事等契約希望者登録中止（廃止）届を速やかに提出してください。

8 問合せ・送付先

〒328－8686 栃木市万町9番25号

栃木市 経営管理部 契約検査課 契約係（市役所本庁舎3階・3C－7番窓口）

TEL 21-2361 FAX 21-2674